

徳島県公立学校臨時教員候補者登録要綱

徳島県教育委員会

徳島県教育委員会が、緊急かつ一時的に教員を必要とする場合に任用する公立学校臨時教員候補者を登録しておくため、次により希望者を募集する。

1 募集する種別及び教科等

- (1) 小学校教員
- (2) 中学校教員
(国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語)
- (3) 高等学校教員
(国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，農業，工業，水産，商業，英語，看護，福祉，情報)
- (4) 特別支援学校教員（視覚障害領域，聴覚障害領域，知的障害・肢体不自由・病弱領域）
- (5) 小・中・高等学校養護教員
- (6) 小・中学校栄養教員

※中学校は中等教育学校（前期），高等学校は中等教育学校（後期）を含む。

2 申請資格

次の（１），（２）のすべての資格を備えていること。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者。（別紙参照）
- (2) 希望する種別・教科の教育職員免許状を有する者。

種 別	所 有 免 許 状
小学校教員	小学校教諭専修，一種又は二種免許状 [小学校教諭1級又は2級普通免許状]
中学校教員	中学校教諭専修，一種又は二種免許状 [中学校教諭1級又は2級普通免許状]（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
高等学校教員	高等学校教諭専修又は一種免許状 [高等学校教諭1級又は2級普通免許状]（国語，社会，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，農業，工業，水産，商業，英語，看護，福祉，情報）
特別支援 学校教員	盲・聾・養護学校教諭専修，一種又は二種免許状 [盲・聾・養護学校教諭1級又は2級普通免許状]，特別支援学校教諭専修，一種又は二種免許状
養護教員	養護教諭専修，一種又は二種免許状 [養護教諭1級又は2級普通免許状]
栄養教員	栄養教諭専修，一種又は二種免許状

☆[]内は，旧免許法による免許状

3 申請手続き

次の1～3の書類を下記(1)・(2)へ持参することとし、その際に面接を実施する。

- 1 「徳島県公立学校臨時教員候補者登録申請書」
- 2 「教員免許状の表・裏の写し」
- 3 「更新講習修了確認等証明書の写し」(免許状を更新した者のみ提出)
※2及び3の代わりに「免許状授与証明書」でも構わない。

(1) 小学校又は中学校教員登録希望者
徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目 (TEL088-621-3129)

(2) 高等学校又は特別支援学校教員登録希望者
徳島県教育委員会教職員課県立学校人事担当
(住所は(1)に同じ) (TEL088-621-3130)

※ 書類を持参できない場合、上記(1)・(2)へ電話連絡すること。(別途面接日を設ける)

4 受付期間

随時受付をする。

5 登録

書類審査により、徳島県公立学校臨時教員候補者名簿(登録日から3年間有効)に登録する。

6 任用方法

臨時教員の任用が必要な場合に、上記5の名簿に登録されている者の中から必要に応じて面接審査を行う。任用は、教科、地域等を勘案して決定する。

なお、勤務校が決定したときに次の書類を提出すること。

- (1) 「臨時教員任用時提出書類について(提出)」(任用時に教職員課から送付されま
す。当該年度内に提出済みの者を除く。)**【県教委へ】**
- (2) 教員免許状授与証明書**【県教委へ】**(未提出の者のみ)
- (3) 所定の「身体に関する証明書」(当該年度内に提出済みの者を除く。)**【県教委へ】**
- (4) 履歴書(任用決定までの履歴事項について、もれなく記入すること。)**【学校へ】**

7 履歴事項等調査(登録の更新)について

次年度以降も臨時教員として勤務を希望する場合は、給与等を決定するために履歴事項等調査票を提出すること。

提出先は、上記3に同じ(提出時期の目安は、毎年1月)。

8 その他

- (1) 登録を抹消したい場合又は登録内容に変更が生じた場合は、上記申請先まで連絡すること。
- (2) 登録申請書及び履歴事項等調査票は、徳島県教育委員会教職員課に常置するとともに、徳島県ホームページからダウンロードできる。
【徳島県ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>
⇒ **県政情報** ⇒ **組織** ⇒ **教育委員会** ⇒ **教職員課** の順にクリックし、
右側の**ティチャーズバンク・マイスターバンク**から。

(別紙)

地方公務員法第16条及び学校教育法第9条について

徳島県教育委員会

【地方公務員法第16条】

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条】

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

徳島県公立学校臨時教員候補者登録申請書

種 別		教 科	
申請年月日	令和 年 月 日	受 審 番 号	
※ 登録年月日	令和 年 月 日	※ 登 録 番 号	
(ふりがな) () 氏 名 男・女・回答しない 昭和・平成 年 月 日生 (歳)			* 写真貼付 最近6か月以内 撮影のもの 上半身・脱帽・ 正面向き 縦4cm×横3cm
現 住 所 (連 絡 先)	〒 携 帯 () TEL () メールアドレス		
勤務先住所 (連 絡 先)	〒 TEL ()		
帰省先住所 (大学卒業後の連絡先)	〒 TEL ()		
最 終 学 校	昭和・平成・令和 年 月 日 卒業・卒業見込		
免 許 状	種 類	教 科	取得(見込)年月日
	修了確認期限または有効期限		
専 攻 科 目	教科が社会, 理科, 工業の場合に記入		
資 格・特 技 等 (指 導 可 能 な 部 活 動)			
勤 務 形 態	通勤(自家用車, JR, バス, その他)・宿泊勤務・いずれでも可		
希 望 任 地	希望郡市名(. . .), 県内どこでも可		
得 意 教 科			自動車運転免許の有無 有・無
そ の 他 希 望 事 項			

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 高等学校教員(看護)に登録する者は, 免許状の種類欄に看護師又は看護婦免許状も記入すること。
 3 勤務形態・希望任地・自動車運転免許の有無は, 該当項目を○で囲むこと。
 4 得意教科は, 所有免許状以外に担当できる教科を記入すること。

履 歴 事 項

期 間	学 歴, 職 歴 (学歴は高等学校から記入し, 職歴は勤務先及び職名を記入すること。)
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
年 月 日 ~ 年 月 日	
賞	年 月 日
罰	賞 罰 の 内 容
○教員になって特に取り組んでみたい事柄 (勤務形態の希望等があれば, 併せて記入してください。)	
<p>記載事項が事実であること並びに, 地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しないことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 氏名</p>	

(注) 学歴, 職歴欄不足のときは, はり紙をして記入すること。

※以下の欄は記入しないこと

面接日 (年 月 日)	面接者 ()・()	整理番号	
---------------	-------------	------	--

身体に関する証明書

現住所	
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生

1 身長		6 既往症	
2 体重			
3 視力	(矯正)	7 胸部X線 検査結果 所見	
	右 右		
	左 左		
4 聴力	右		
	左		
5 疾病及び 異状			

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

病院（保健所・診療所・医院等）名

医師氏名

